

●香川県告示第207号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成20年度事業計画を平成20年4月16日次のとおり決定した。

平成20年4月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市塩江町安原下の一部、塩江町安原下第1号の一部、塩江町安原下第3号の一部、庵治町の一部及び牟礼町牟礼の一部	平成21年3月31日まで	地籍調査
善通寺市	善通寺市善通寺町の一部、吉原町の一部、碑殿町の一部、仙遊町1丁目、仙遊町2丁目、中村町1丁目、善通寺町1丁目、善通寺町2丁目、善通寺町3丁目、善通寺町4丁目、善通寺町5丁目、善通寺町6丁目及び善通寺町7丁目	〃	地籍調査
土庄町	小豆郡土庄町土庄の一部	〃	地籍調査
	小豆郡土庄町土庄の一部	〃	数値情報化
小豆島町	小豆郡小豆島町池田の一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野の一部	〃	地籍調査
	仲多度郡まんのう町造田の一部及び中通の一部	〃	数値情報化